

令和4年第7回

印西市教育委員会定例会会議録

令和4年7月12日(火)

令和4年第7回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和4年7月12日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 5 議案第2号

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第3号

令和5年度使用教科用図書採択について

日程第 7 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(7名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	伊 藤 章
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	石 川 真 樹 子

学校給食課長 海老原 裕 之
生涯学習課長 鈴木 圭 一
文化ホール館長 伊 藤 美 江 子

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課 秋 本 康 一
課長補佐
教育総務課 荒 川 由 弥
総務係係長
教育総務課 石 原 祐 之
総務係主査

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長 ただいまより、令和4年第7回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長 本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化ホール館長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長 それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長 本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長 会議の公開について伺います。
日程第6 議案第3号 令和5年度使用教科用図書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、異議ございませんか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 異議なしと認めます。

それでは、日程第6 議案第3号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては、傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、日程第7 その他の後に繰り下げたいと思いますが、異議ございませんか。

各 委 員 異議なし

教 育 長
(会議録署名委員の指名)

異議なしと認めます。議事日程については、そのようにいたします。

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

経過報告から申し上げます。

6月17日金曜日、行革推進本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

20日月曜日、学校・施設訪問で、午後に高花小、牧の原小、牧の原学校給食センターを訪問してまいりました。

21日火曜日、学校・施設訪問で、午前中、内野小、小倉台小を訪問してまいりました。

同日午後になりますが、第2回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたしました。

22日水曜日、学校・施設訪問で、午前中、西の原中、原山小、午後に大森小、中央公民館、文化ホール及び大森図書館を訪問してまいりました。

23日木曜日、千葉県教育振興財団定時評議員会が四街道市であり、出席してまいりました。

午後になりますが、学校・施設訪問で、印西中、木下小、木下交流の杜歴史資料センターを訪問してまいりました。

24日金曜日、学校運営研修会開講式が教育センターであり、出席をしてまいりました。

27日月曜日、学校・施設訪問で、午後、印旛中、いには野小、印旛学校給食センターを訪問してまいりました。

28日火曜日、市史編さん委員会委嘱式が中央公民館であり、出席をしてまいりました。

また、同日午後になりますが、文化ホール運営会議委嘱式が文化ホールであり、出席をしてまいりました。

29日水曜日、千葉県都市教育長協議会第2回役員会・全体会・分科会が千葉市であり、出席をしてまいりました。

7月に入りまして、1日金曜日、学校・施設訪問で、午前中、木刈小、原山中、午後に船穂小、船穂中、教育センターを訪問してまいりました。

2日土曜日、第73回印旛郡市民スポーツ大会総合開会式が四街道市で

あり、出席をしてみいました。

4日月曜日、公共施設マネジメント推進本部会議が市役所であり、出席をしてみいました。

同日午後、学校・施設訪問で平賀小、六合小を訪問してみいました。

5日火曜日、印教連第2回教科書採択協議会が富里市であり、大野職務代理と共に出席をしてみいました。

6日水曜日、学校・施設訪問で、午前中、印旛公民館、瀬戸幼稚園、印旛図書館を訪問してみいました。

同日午後になりますが、第3回市校長会議が原山中学校であり、出席をしてみいました。

7日木曜日ですが、図書館協議会委嘱式が文化ホールであり、出席をしてみいました。

同日、学校・施設訪問で、午後、中央駅前地域交流館、小倉台図書館、中央学校給食センターを訪問してみいました。これで市内の小・中学校及び幼稚園、そして生涯学習施設全てを訪問することができました。

8日金曜日、学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり、出席をしてみいました。

9日土曜日、第11回文化フォーラムが文化ホールであり、出席をしてみいました。コロナの関係で2年間延期となりましたので、3年ぶりの実施ということでございます。

10日日曜日、第73回印旛郡市民スポーツ大会の応援に四街道市まで行ってまいりました。

11日月曜日、第4回市教頭会議が教育センターであり、出席をしてみいました。

12日火曜日、本日ですが、第7回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

7月13日水曜日、総合計画策定本部会議が市役所であり、出席をいたします。

同日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をします。

15日金曜日、第2回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席をしてみいます。

それに引き続いて、第2回印旛地区教育長会議が同じ佐倉市で開催され、出席する予定です。

16日土曜日、社会を明るくする運動青少年健全育成大会が文化ホールで開催されます。教育委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思います。

19日火曜日、青少年問題協議会が市役所で開催され、出席をいたしま

す。

20日水曜日、印旛歴史民俗資料館運営委員会委嘱式が印旛歴史民俗資料館であり、出席をしております。

8月に入りまして、6日土曜日、青少年ふれあいキャンプの出発式が市役所であり、出席をする予定です。

10日水曜日ですが、政策調整会議が市役所であり、出席をいたします。

また、同日、男女共同参画推進本部会議が市役所であり、出席いたします。

また、午後になりますが、第8回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上、教育長報告でございます。

何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

各 委 員
教 育 長

はい

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。

職 務 代 理 者
(議案第1号)
職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 議案第1号 印西市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第1号 印西市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年7月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

次のページの議案第1号審議資料をご覧ください。

改正の要旨は、要保護児童・生徒の共済掛金の徴収金額について定めるものでございます。

改正の理由ですが、要保護児童・生徒の徴収額の定めがないと、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの補助金が交付されないことと

なっているため規則の一部を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日となります。

新旧対照表をご覧ください。

下線の部分を追加するものでございます。

第2条、児童等の保護者から徴収する共済掛金の額は、各年度につき、次のとおりとする。区分、小学校及び中学校の共済掛金の部分に、一般と要保護20円という表記を加えます。

備考、この表において一般とは要保護以外の者を、要保護とは次項第1号に該当する者をいう。

附則、この規則は、公布の日から施行するを付け加えるものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理人

これから質疑を行います。質疑はありますか。

栃尾委員。

栃尾委員

この改正の理由が、要保護児童・生徒の徴収の定めがないと補助金が交付されないことになっているということなんですけれども、今まで要保護の方々是一般と同じ金額で徴収されていたんですか。

職務代理人

指導課長。

指導課長

いえ、そうではありません。要保護児童・生徒というのは、要保護と準要保護の児童・生徒を指しますが、これまで要保護児童・生徒の家庭は20円の負担、市が20円の負担をしておりました。実は要保護児童・生徒の自己負担の20円も市が負担している現状でして、要保護児童・生徒の共済掛金の徴収額についての表記がないと補助金交付の対象にならないとの指摘を日本スポーツ振興センターから受けましたので、表記を追加させていただくものでございます。

栃尾委員

分かりました。

職務代理人

ほかに質疑はありますか。

各委員

ありません。

職務代理人

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理人

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理人

日程第5 議案第2号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第2号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年7月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第2号の審議資料2-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、(1)指定管理者による管理、指定管理者の指定等に関する事務規定を加えるものでございます。

(2)利用許可申請書の提出期間を改めるものでございます。

(3)舞台等備品設備利用料金の一部を改定するものでございます。これは舞台等備品設備の金額及び品目の一部を改正するものでございます。

(4)その他所要の改正に伴うものでございます。

2、改正の理由でございますが、印西市文化ホールの管理運営を、指定管理者に行わせ、併せて施設利用に係る利便性の向上を図るため規則改正を行うものでございます。

3、施行期日等でございますが、(1)施行期日は、令和5年4月1日としております。ただし、附則第2項の規定は、公布の日としております。この附則第2項につきましては、次の(2)の準備行為でございます。印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例による改正後の条例第5条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な手続はこの規則による改正後の印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第2条及び第3条の規則により行うことができるものとするものでございます。(3)経過措置として、この規則の施行前に改正前の印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこととしております。

続きまして、改正の詳細につきましては、4、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第1条は、条例の改正により、第16条を第27条に改めるものです。

第2条につきましては、審議資料2-1ページから2-3ページをご覧ください。旧第2条の休館日の規定を条例に変更したため削り、新たに指定管理者の指定の申請書に関する事務規定について加えるものでございます。

審議資料2-3ページをご覧ください。

第3条は、指定管理者の指定の通知に関する事項を規定しております。

第4条は、指定管理者が提出した申請内容に変更が生じた場合の規定でございます。

2-4ページをご覧ください。

第5条は、指定管理者が指定を辞退する場合の規定でございます。

第6条は、指定管理者の管理運営となる関係で、使用者を利用者、教育委員会を指定管理者に字句の整理を行うものです。

第7条は、利用の許可に関するものでございます。改正の内容としては、多目的室、大会議室、小会議室、和室、楽屋1、2、3の利用の許可について、使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の7日前までから、利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日の前日までに変更するものでございます。

審議資料2-5ページから2-7をご覧ください。

第8条から第11条は字句の整理でございます。

審議資料2-8ページをご覧ください。

第12条は、附属設備の利用料金の規定でございます。

審議資料2-12ページ、別表をご覧ください。

第1項、舞台等備品設備利用料金の表中、照明設備のCセットの金額を条例の額に合わせて変更するものでございます。

審議資料2-13ページをご覧ください。

照明設備のストリップライトや音響設備のミニディスクプレーヤーを削るものでございます。

審議資料2-14ページをご覧ください。

映写設備の品目の名称をビデオプロジェクターからプロジェクターに変更するものでございます。

別表第2項については、ホール、楽屋1、2、3、練習室及びリハーサル室は、午前の部、午後の部、夜間の部をそれぞれの単位区分とし、1単位時間を回数1とするものでございます。

第2号では、多目的室、大会議室、小会議室、和室は4時間までをそれぞれの単位区分とし、1単位時間を回数1とするものでございます。

審議資料2-8ページに戻っていただきまして、第13条から2-11ページの第19条は字句の整理でございます。

2-12ページ、第21条は、指定管理者に管理を行わせることができない場合の教育委員会による管理について規定したものでございます。

続きまして、別記の各様式について、ご説明いたします。

審議資料2-16ページ、第1号様式から2-24ページの第9号様式につきましては、指定管理者の指定等に関する事務手続に必要な申請書、通知書等を加えるものでございます。

審議資料2-25ページ、第10号様式から、2-32ページの第17号様式につきましては、従前の様式について、本規則改正に伴う字句の変更等を行うものでございます。

職務代理者	<p>附則につきましては、先ほどご説明いたしました施行期日、準備行為、経過措置となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各委員 職務代理者	<p>なし</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第2号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理者	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで議事の日程の順序に変更がありましたので、日程第6 議案第3号について、日程第7 その他の後に行います。</p>
(その他) 職務代理者	<p>日程第7 その他について何かありますか。</p> <p>教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議会報告でございます。</p> <p>令和4年第2回市議会の一般質問の概要を配付させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理者	<p>議会報告について、何かご質問ありますか。</p> <p>栃尾委員。</p>
栃尾委員	<p>議会報告の4ページ、中盤辺りになります船穂小学校の児童数についてなんですけれども、現在、船穂小学校の小規模特認校制度を利用している児童、5月1日現在で1人とありますけれども、7月現在の数字に変更があったならば、確認をしていただきたいのと、小規模特認校制度を利用せずに学区外から通っているお子さんがいれば、教えていただきたいんですけれども。</p>
職務代理者 学務課長	<p>学務課長。</p> <p>令和4年度については、小規模特認校制度は試行となりますが、5月1日現在で、制度を利用して就学した児童は1名、本日現在では、6名になっております。さらには、7月21日付けで、1名、就学することになっておりますので、合計7名を予定しております。</p> <p>学区外就学につきましては、7月1日以降、3名が就学している状況でございます。</p> <p>以上になります。</p>

栃尾委員
職務代理者
各委員
職務代理者

ありがとうございました。
ほかに質疑はございませんか。
ありません。
よろしいですか。
ほかにその他、何かありますか。
学務課長。

学務課長

それでは、印西市小規模特認校の就学等手続に関する要綱の制定について、ご説明させていただきます。

資料の印西市小規模特認校の就学等手続に関する要綱をご覧ください。

本要綱につきましては、小規模特認校の指定、定員、就学条件、手続等を定めております。

第2条をご覧ください。

小規模特認校として、船穂小学校、本埜中学校を定めております。

第3条をご覧ください。

就学を認める定員については、当該校の児童数及び生徒数を勘案し、毎年変更するため、毎年度教育委員会が定めるものとしております。

第4条をご覧ください。

受入れ期間については、卒業までとしております。

第5条をご覧ください。

就学条件は、(1)児童・生徒が印西市内に居住し、就学中または就学予定であること。

(2)保護者の負担と責任において、公共交通機関や保護者の送迎等により、児童・生徒を安全に通学させることができること。

(3)通学する児童・生徒の心身の状況が、通学に耐え得るものであること。

(4)当該校の運営方針や教育活動について、理解し協力すること。

(5)当該校のPTA活動に賛同し、協力することの5項目について条件とさせていただきます。

以下、第6条から第9条にかけては、申請許可、取消しのほか、手続についての条項となります。

要綱については以上ですが、今後のスケジュールとしましては、7月15日に広報いんざいと市ホームページにおいて、小規模特認校制度のお知らせと、7月28日に船穂小、7月29日に本埜中で実施する就学希望者説明会について、記事を掲載し、周知をしております。

以上でございます。

職務代理者

この件につきまして、質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

この第3条のところなんですけれども、就学を認める定員は、当該校の児童数及び生徒数を勘案し、毎年度印西市教育委員会が定めるものと

するとあるんですが、おおむね何名までというような、ある程度の規定というのはあるのでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

おおむねの人数は、学級当たり20名程度としております。例えば、条項の中で、船穂小学校区の新入生が8名いたとすると、約12名程度の就学定員となりますが、申込み人数がそれを超えた場合でも、受入れについては柔軟に認めていくように対応してまいりたいと考えております。

鈴木委員
職務代理者
各委員
職務代理者

分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

ありません。

よろしいですか。

ほかにその他、何かありますか。

指導課長。

指導課長

令和4年度イングリッシュアカデミーホップ&ステップについてご説明させていただきます。

資料のほうをご覧ください。

本事業は平成27年度より実施しており、今年度で8年目となります。

目的は、英語でコミュニケーションを図る楽しさを体験することや、児童の英語力の育成を図ることを狙いとしております。

ホップは、市内在住の小学3、4年生が対象です。7月21日木曜日に、松山下公園総合体育館メインアリーナで行います。

活動内容としましては、昨年度までと同じように四、五名でグループをつくり、ターゲットセンテンスを使ったゲーム等を行います。

ステップは、市内在住の小学5、6年生が対象です。7月22日金曜日に、ホップと同じく、松山下公園総合体育館メインアリーナで行います。

活動内容ですが、今年度初めて行う内容となります。四、五名の児童でグループをつくって、オンラインで海外とつながり、印西市を英語で紹介したり、外国の紹介を聞いたりします。

現在のところ、オンラインでつながる国は、アイルランド、ペルー、ニュージーランド、ジャマイカ、イギリスを予定しております。

また、互いの発表内容について感想を伝え合ったり、Q&Aにも挑戦します。

講師はALTの派遣業者であるハートコーポレーションと、指導課指導主事が中心に行います。

また、当日、印西市国際交流協会の方々8名にもご協力いただく予定です。

7月に入りまして、市内においてもコロナ感染症が拡大しつつありますので、熱中症、感染症に十分注意して行いたいと思います。

説明は以上でございます。

職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

感想になりますけれども、述べさせていただきます。

今回、新しく活動内容に、オンラインで海外とつながり、印西市の紹介をする。また、外国の紹介を聞き、異文化理解を図るとありますけれども、これは本当に素晴らしい取組だなと思います。コロナ禍になりまして、1人1台のタブレット端末を使用するということが、2023年度を目指したGIGAスクール構想前倒しという形で実現しました。そのことを受けた背景でこういったことが実現できるのではないかなと思っています。引き続き、今年8年目を迎えるこのイングリッシュアカデミーホップ&ステップですけれども、10年、15年と続いていけるように皆さんの努力と協力で実現していただけたらなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

各委員

はい

職務代理者

ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは5点ほどご報告がございます。

まず、1点目ですが、第1回印西まちなか音楽祭開催報告についてでございます。

5月22日日曜日に開催いたしました第1回印西まちなか音楽祭につきましてご報告いたします。

お配りしております第1回印西まちなか音楽祭開催報告についてをご覧ください。

先日、6月16日、印西まちなか音楽祭実行委員会を開催し、当日の課題や、今後の報告についてまとめたものでございます。

第1回印西まちなか音楽祭につきましては、5月22日日曜日に、印西牧の原駅周辺の商業施設、草深公園、ふれあい文化館等の10会場で開催いたしました。

音楽祭は、印西市教育委員会及び印西まちなか音楽祭実行委員会の共催事業として開催しております。

来場者数は、実行委員会調べで、延べ1万2,600人との報告を受けております。

また、出演団体数は57団体、出演者総数は328人となっております。

次に、音楽祭実施の効果についてですが、出演者の方が実行委員会として準備にも関わることにより、出演だけではなく、運営にも携わることができたイベントとなりました。このような市民の活力を生かしたイベントは、これからのまちづくりにも必要な視点であり、来場された市民からは、次回を望む声やスタッフとして関わりたいという意見も聞か

れました。

この音楽祭は、出演者と市民が音楽という媒体を通じて一体感を育み、まちづくりという概念に寄与するものとしての効果が得られたと実感しております。

今後の方向性についてですが、来年度以降も印西まちなか音楽祭を継続して開催する方針としており、引き続き音楽祭を通じて、音楽文化に触れる機会の創出や、音楽コミュニティの発展及び地域の活性化を図ってまいります。

また、市民による地域文化担い手の育成を進め、将来的には実行委員会が主体となり音楽祭が開催できるよう、教育委員会としてサポートしてまいります。

今後も、長年にわたり継続して音楽祭を開催するためには、若い世代を積極的に取り込むことが重要であることから、印旛明誠高校との連携強化、実行委員の若い世代の登用を積極的に推進する予定です。

以上、第1回まちなか音楽祭の報告となります。

続きまして、2点目ですが、印西市文化ホール指定管理者導入スケジュールについてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

令和5年4月1日より、文化ホールの管理運営を指定管理者に行わせ、併せて受益者負担の適正化、公平性の観点より、施設利用を改正するため、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、印西市議会令和4年第2回定例会に議案を上程し、可決されたところでございます。

つきましては、今後の導入スケジュールの概要について、ご説明いたします。

令和4年7月12日、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定でございますが、本日、教育委員会定例会に、議案提出させていただきました案件でございます。ご承認をいただきましたので、今後、導入に向けて事業者を募集いたします。

次に、令和4年8月中旬、指定管理者募集開始でございますが、8月中旬から8月下旬に募集要項を配布、8月下旬に募集説明会、同じく8月下旬に募集に関する質問の受付、9月中旬に募集に関する質問の回答、9月中旬から9月下旬にかけて、申請書等の受付、9月から10月に書類審査、11月に面接審査を実施して、選定結果、事業候補者を決定する予定でございます。

日程は多少変更することもございますので、あらかじめご了承ください。

次に、令和4年11月教育委員会定例会におきまして、指定管理者の指定、指定管理料の債務負担行為の審議がございます。

その後ですが、令和4年12月、印西市議会へ指定管理者の指定、指定

管理料の債務負担行為の議案を上程いたします。

その後、市議会で可決しました後、令和5年1月の教育委員会定例会で、指定管理者の指定を報告させていただきます。

次に、令和5年2月、教育委員会定例会におきまして、指定管理者制度導入に伴う、印西市文化ホールの設置及び管理に関する基本協定締結、印西市文化ホール事業基金条例の廃止の審議がございます。

裏面の2ページ目をご覧ください。

令和5年3月、印西市議会へ印西市文化ホール事業基金条例の廃止の議案を上程いたします。

令和5年3月の教育委員会定例会におきまして、印西市文化ホール事業基金条例施行規則の廃止の審議がございます。

令和5年4月1日、指定管理者による管理運営開始となります。当初は3か年となりますので、令和5年4月1日から令和8年3月31日までが指定管理の期間となります。

スケジュールの報告は以上でございます。

続きまして、3点目でございますが、令和4年度青少年ふれあいキャンプについてのご報告でございます。

お手元のチラシをご覧ください。

青少年相談員のふれあいキャンプを8月6日土曜日に、小見川青少年自然の家で実施する予定です。今年につきましては、感染予防のため、泊まりではなく、日帰りで、大型バスで移動して実施する予定でございます。

続きまして、4点目ですが、令和3年度公民館・地域交流館事業報告書あゆみの配付でございます。

令和3年度の公民館・地域交流館事業報告書あゆみを刊行いたしましたので、委員の皆様にお配りいたします。

最後、5点目ですが、令和4年度社会を明るくする運動青少年健全育成大会についてのお知らせです。

令和4年7月16日土曜日に、文化ホールで開催いたします。

社会を明るくする運動作文コンテスト受賞作品の朗読ほか、会場ではヒマワリの絵はがき展示を行います。

また、印西ゆめ太鼓の演奏もございます。

報告については以上でございます。

この点につきまして、質疑はありませんか。

栃尾委員。

まちなか音楽祭について、感想と市民の方からのご感想をいただいているので、紹介をさせていただきたいと思うんですけども、よろしいですか。

まず、約1万2,600人の来場をいただけたということで、私も楽しみにしていたんですけども、当日、期待以上の音楽祭となっていて、とて

職務代理者

栃尾委員

職務代理者
栃尾委員

も楽しく、うれしく思いました。

市民の方々からいただいた言葉なんですけれども、まず、いいですか。

はい、大丈夫です。

音楽祭を企画した人は誰ですか、会って話をしてみたいという方。教育委員会が主催したのですか、信じられない。教育委員会のイメージが変わりました。教育委員会でこんなすごいことができるのですね。ぜひ、来年も開催してほしい。今度は私も出演したい。最後ですけれども、印西市教育委員会やるじゃん。

ほかにもいただいたんですが、こんなお言葉をいただいて、私は本当に素直に、純粹にうれしかったし、本当に印西市教育委員会の委員として、お仕事できているということがすごく誇りに思えた、そういう言葉をいただけたなというふうに思っております。

それから、私、10か所のポイント全て回らせていただいたんですけれども、本当に企画する人だけではなくて、生涯学習課全体で、協力しながら、みんなで成功をつかめたということは本当にすばらしいなと思いました。

それから、これはちょっとここで話しするのも課長が恥ずかしがって嫌かもしれないんですけれども、課長に対してフィードバックがあるんですけれども、よろしいですか。

今回、もちろん生涯学習課の皆さんよく頑張ってくださいって、課長自身をちょっと観察させていただいて、お話しさせていただきながら思ったんですけれども、リーダーというのは、従来は引っ張って何ぼ、導いて何ぼというところがリーダー像だなというふうに思っていたんですけれども、課長を見て、引っ張るのではなくて、部下の能力を發揮できるように支える、新しいリーダーの形を見せていただいたように思います。

そういう自分の能力を生かして、どうぞこれからも生涯学習課を導いてくださるといいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

それから、ちょうど部長と教育長がブースを回っていらっしゃっているのをちょっと遠目で観察していたんですけれども、本当にうれしそうな顔をして、回っていらっしゃいました。教育長が以前、どうにか成功させてやりたいと開催される前にぼそとおっしゃっていたのをすごく思い出しました。そういう気持ちを、そのときのことを思い出しながら見せていただいたんですけれども、きっと部長も同じ気持ちでいらっしゃったかと思ひます。

そういった中で見せていただきながら、偉い立場というか、肩書を持つ方々の姿勢というか、部下を信じて任せる、見守るといふところの大切さといふところを、私が今回お二方から学ばせていただきました。ぜひ

ひ、印西市教育委員会がよりよくなるように、また導いていただけたらなというふうに思ったので、今回お伝えさせていただきます。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑は。

生涯学習課長。

生涯学習課長

ありがとうございます。

今回は1回目ということで、無事に成功いたしました。実行委員会の話の中でも、1回だけではなくて、2回、3回と継続していかんやっっていくかの体制づくりについては、先ほども出た若手の人の育成も必要になってきます。そういった課題が出てきましたので、生涯学習課の職員も関わって、実行委員会と話し合い、協力してやっていきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

本当に関わる人たちが笑顔になる事業だと思いますので、来年度も心から期待していますし、心から応援していますので、よろしく願いいたします。

職務代理者

ほかによろしいですか。

鈴木委員

鈴木委員。

私もこのまちなか音楽祭に関しての感想を述べさせていただきます。

もうすばらしい部分のところは栃尾委員が代弁してくださいましたので、あえて私はすばらしかったということは付け加える必要はないかなと思いますので、割愛させていただきます。

このすばらしい事業が、延べにして1万2,600人という、この大きな、大がかりな事業が成功したことには、本当に誇らしい思いでいっぱいです。と同時に、今回、安倍首相のあの様な事件が起こったことも、私たちまだ記憶に新しいですので、これが継続していく事業として、安定的なものをつくり出すためには、やはりセキュリティ、安全面ということも強化していかなければいけないのではないかなと思います。

未就学児のお子様から結構高齢の方々まで、幅広い世代の方々に参加されていました。こうした大きな事業が繰り広げられていくと、中にはよろしくない考えを起す人も必ずいます。そうしたときに、誰しもが、市民が安心して参加できる事業として、継続していくためには、その安全面というものを担保していけないといけないのではないかなと感じました。

例えば、この音楽祭に参加型の自衛団のような、ガーディアンのような方々を投入するというのもひとつ、私からの提案とさせていただきたいと思います。セキュリティの部分も市民が関わるというようなこともひとつアイデアとしては取り入れていただけたらなと思いました。

ぜひ、来年も期待しています。どうぞよろしく願いいたします。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

今回、道路や通路に警備員等も配置して、安全管理を確保しましたが、想定以上に人数が多かったので、その辺の街頭の整備とか、整理は来年の課題として、警備の人数を増やしたりするような形で考えていこうかなと思っています。安全にはよく配慮していこうと思います。

それと、その自衛団というか、ガーディアンズみたいな形については、実行委員会等でお話をして検討していきたいと思っています。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑は、よろしいですか。

それでは、これでその他を終わります。

進行を一度、教育長にお戻しします。よろしくお願いします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から、次回教育委員会の開催日について連絡をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは次回、令和4年第8回印西市教育委員会定例会につきましては、8月10日水曜日、14時から、こちらの41会議室で行う予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長
(会議の非公開)

ありがとうございました。

教 育 長

それでは、これより非公開とした議題の審議を開始いたします。

準備をお願いいたします。

それでは、大野教育長職務代理者、議事進行についてよろしくをお願いいたします。

[非公開により省略]

職務代理者

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、教育長にお戻しします。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、今、教科書採択については終わりましたので、このあと事務局である富里市教育委員会のほうにその採択結果を添付して、9月以降に来年度の教科書の準備等に入っていくこととなります。

ありがとうございました。

それでは、その他、何かございますでしょうか。

各 委 員
(閉議の宣告)

なし

教 育 長
(閉会の宣告)

ないようですので、以上で本日の会議を閉じます。

教 育 長

以上をもちまして、令和4年第7回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(15時7分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月12日

教 育 長 大 木 弘
署 名 委 員 栃 尾 知 子